

京都市南区久世工業団地地区建築協定

建築協定区域

京都市南区久世築山町の一部

運営委員会連絡先

電話 075- -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■ 目的

第1条 この協定は、建築基準法（以下「法」という。）第69条及びこれに基づく京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第4条第1項に定める建築協定区域内における建築物の用途に関する基準を定め、工業地としての良好な生産環境を維持・保全・推進することを目的とする。

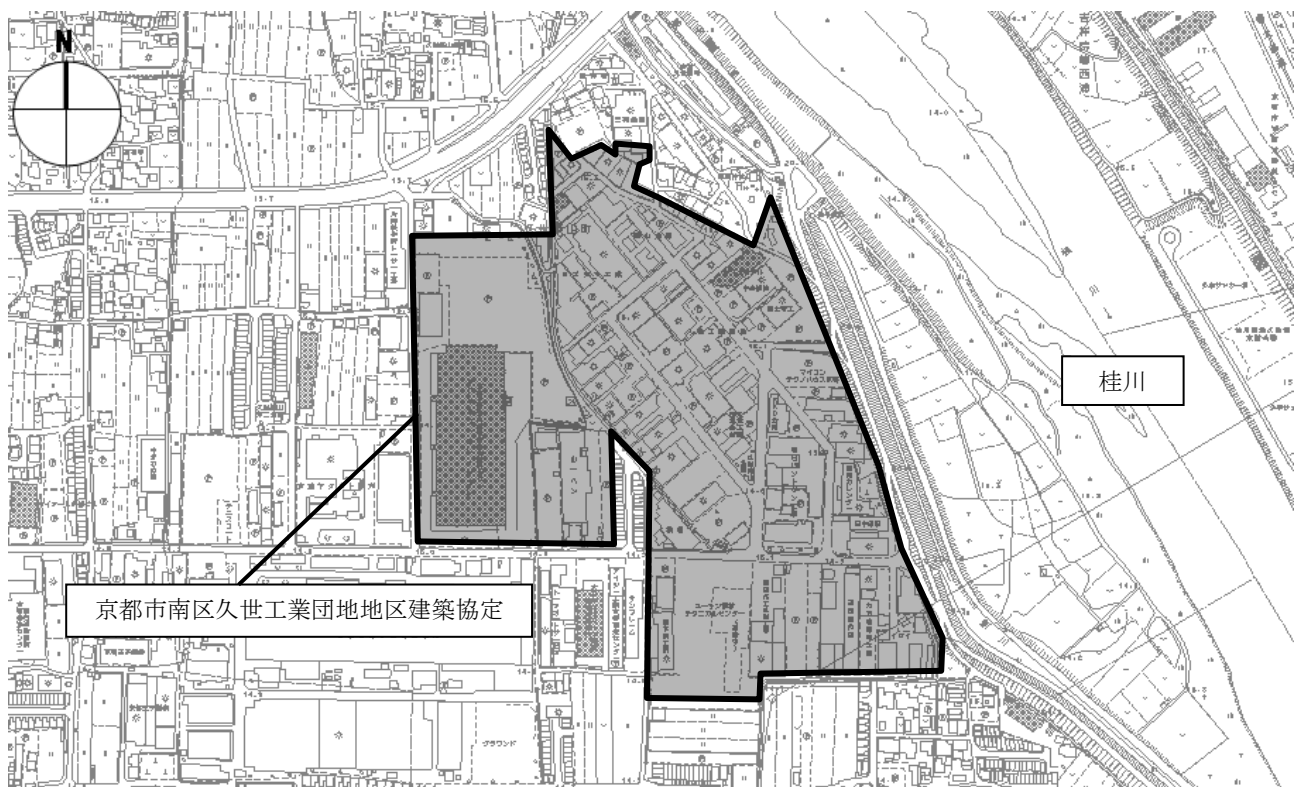
■ 建築物の用途及び形態に関する基準

第6条 A地区内においては、次の各号に掲げる建築物を建築し、又はこれらの用途に変更してはならない。

- (1) 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎若しくは下宿の用途に供するもの又はこれらの用途に供する部分を有するもの。
- (2) 法別表第2(イ)項第6号に掲げる建築物又はこれらの用途に供する部分を有するもの。ただし、建築協定区域内で事業を営む事業所の従業員のみが利用する保育所、学童保育所及び託児所の用途に供するものは除く。

2 B地区内においては、次の各号に掲げる建築物を建築し、又はこれらの用途に変更してはならない。

- (1) 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅若しくは下宿の用途に供するもの又はこれらの用途に供する部分を有するもの。
- (2) 前項第2号に掲げるもの。



付近見取図

別紙「京都市南区久世工業団地地区建築協定区域図」



建築協定区域図